

第3次

大空町行政改革大綱

(平成29年度～平成33年度)



平成29年2月策定

も く じ

1 行政改革の背景と必要性

(1) これまでの経緯	1
(2) 社会情勢の変化	3
(3) 行政改革の必要性	4

2 行政改革の基本的な考え方と目的

(1) 基本的な考え方と目的	5
----------------	---

3 行政改革の主な取組み（4つの柱）

(1) 多様な主体との協働	6
(2) 事業改善による行政サービスの質の向上	6
(3) 行政経営基盤の強化と機能的な組織編制	6
(4) 財政運営の適正管理（マネジメント）の推進	6
(5) 行政改革大綱の体系図	7

4 行政改革の推進体制

(1) 行政改革大綱の推進期間	9
(2) 行政改革推進計画	9
(3) 行政改革の推進体制	9
(4) 行政改革のイメージ図	10

1 行政改革の背景と必要性

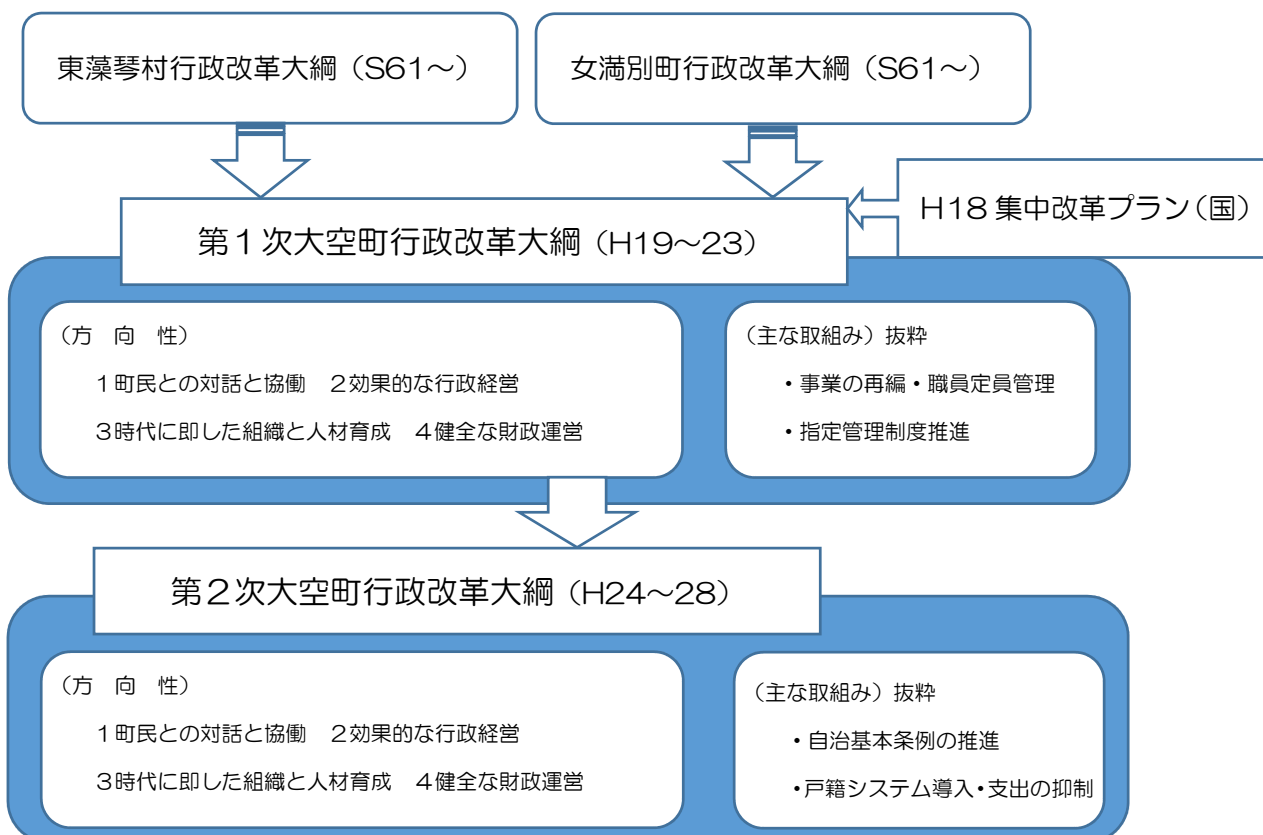
(1) これまでの経緯

地方自治法第2条には、地方公共団体の責務について、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げなければならない」とされ「常にその組織及び運営の合理化に努める」ことが定められています。

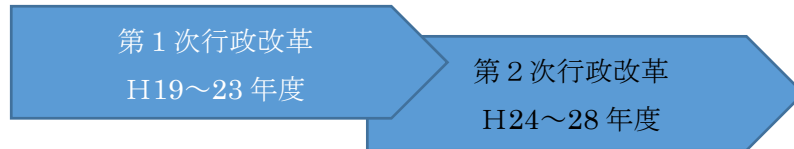
大空町では、旧町村の取組を継承した上で、平成19年3月に『大空町行政改革大綱』を策定し、事務事業の見直しや職員数の削減、指定管理制度の推進などに取り組みながら、財政の健全化に努めてきました。

また、5年後の平成24年に策定した『第2次大空町行政改革大綱』においては、景気が低迷する社会情勢の中で、継続した財政の健全化のために起債発行の抑制に努め、高度情報化社会への進展に対応しながら多様化する町民ニーズに対応する仕組みづくりを行ってきました。

過去からの経緯



行政改革の主な成果



【職員の推移】

(単位：千人)

年 度	H19年度	H23年度	H27年度	H27-H19
職員数	171人	147人	132人	△39人

定員適正化計画より（再任用、任期付は除く）

【財政状況】

(単位：千円)

年 度	H19年度	H23年度	H27年度	H27-H19
起債残高	14,271,905	12,289,754	10,988,560	△3,283,345
基金残高	2,501,357	3,691,711	5,409,813	2,908,456
実質公債比率	24.3%	16.2%	11.9%	△12.4ポイント

決算統計より（金額は一般会計分）

【指定管理施設】

年 度	H19年度	H23年度	H27年度
施設数	9	14	18

指定管理施設：農業構造センター・農業環境改善センター・メルヘン公園・乳酪館・地域振興会館・両図書館・研修会館・ゲートボールセンター・両B&G海洋センター・道路橋りょう維持・診療所・障がい者福祉施設・東藻琴老人福祉センター・伝承館・芝桜公園・農業研修生施設

(2) 社会情勢の変化

国内の人口は、平成20年をピークに減少傾向にあります。高齢化に併せ少子化の状況は変わらず進展しており、生産年齢人口の減少による労働力の低下、産業構造や消費市場の変化など、さまざまな社会的、経済的な影響が懸念されています。

また、情報通信技術の急速な普及と情報処理技術の飛躍的進歩に伴い、インターネットや携帯電話を活用した新たなコミュニケーション手段が浸透しています。今後の日常生活においても情報ネットワーク社会が形成されることが予想され、ICT[※]の活用による行政サービスの向上に期待が高まっているところです。

大空町においても、人口減少は喫緊の課題であり、各産業における後継者不足や地域活動を支える担い手不足、医療や介護への不安など、持続可能な地域社会を維持するために早急な対策が必要になっています。

また、多様化するニーズの対応と町民を主体とした自治の実現のため、これまで築いた仕組みを時代に合わせながら確実に実践していくことが必要になります。

◎ 今後予想される行政の課題

- 人口減少における自主財源[※]及び依存財源[※]等歳入の減少
- 高齢化に伴う社会保障費の増加
- 多様化する行政需要への対応と事務事業の増加
- 公共施設の老朽化に伴う維持費の増加や更新に係る財政投資
- 空き家・空き地等の管理対応
- 通信・情報処理技術の進歩への対応
- 行政活動の範囲拡大によるコンセンサス[※]の形成とアカウントビリティ[※]の確保

※ICT：Information and Communication Technology の略で、情報・通信技術の総称のこと。

※自主財源：地方公共団体が自らの権限で収入しうる財源のこと。(地方税や使用料・手数料)

※依存財源：国等を経由し地方公共団体の裁量が制限される財源のこと。(交付税や国庫補助金)

※コンセンサス：複数の人又は大多数の人による合意のこと。

※アカウントビリティ：社会の了解や合意を得るために業務の内容について対外的に説明する責任のこと。

(3) 行政改革の必要性

国は、人口減少や少子高齢化の進行など、社会情勢の変化に適切に対応するために、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」を助言として地方公共団体に通知し、行政サービスのアウトソーシング※の推進や財政マネジメント※の強化など、積極的な業務改革の推進に努めるよう求めています。

大空町は、平成24年に『大空町自治基本条例』を制定し、新たな社会情勢の変化を踏まえつつ、行政運営の指針となる『第2次大空町総合計画』を策定しました。

また、近年の人口減少による課題に対応するために、「大空町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定し、心豊かな住みやすい環境づくりや多様な人材の確保、就業機会の創出のために効果的な施策を一体的に推進することにしました。

しかしながら、こうした理念や計画、新たな施策を推進していくためには、各計画の進捗状況の管理や、定期的な見直しを図ることが必要で、とりわけ、町民を主体とした行政運営を行うためには、住民ニーズの把握と、質の高い行政サービスを効果的に提供することが重要となってきます。

さらには、依存財源が減少し、自主財源の確保が難しい状況にあっては、一層の財政健全化のための経費節減はもとより、財政運営の経営能力を高める必要があります。

こうしたことから行政改革を継続することは重要な取組みであり、現行の大綱を見直して「第3次大空町行政改革大綱」を策定するものです。

※アウトソーシング：行政や企業の業務を外部の専門業者などに委託すること。

※マネジメント：主にビジネス上における様々な資源や資産・リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化しようとする手法のこと。

2 行政改革の基本的な考え方と目的

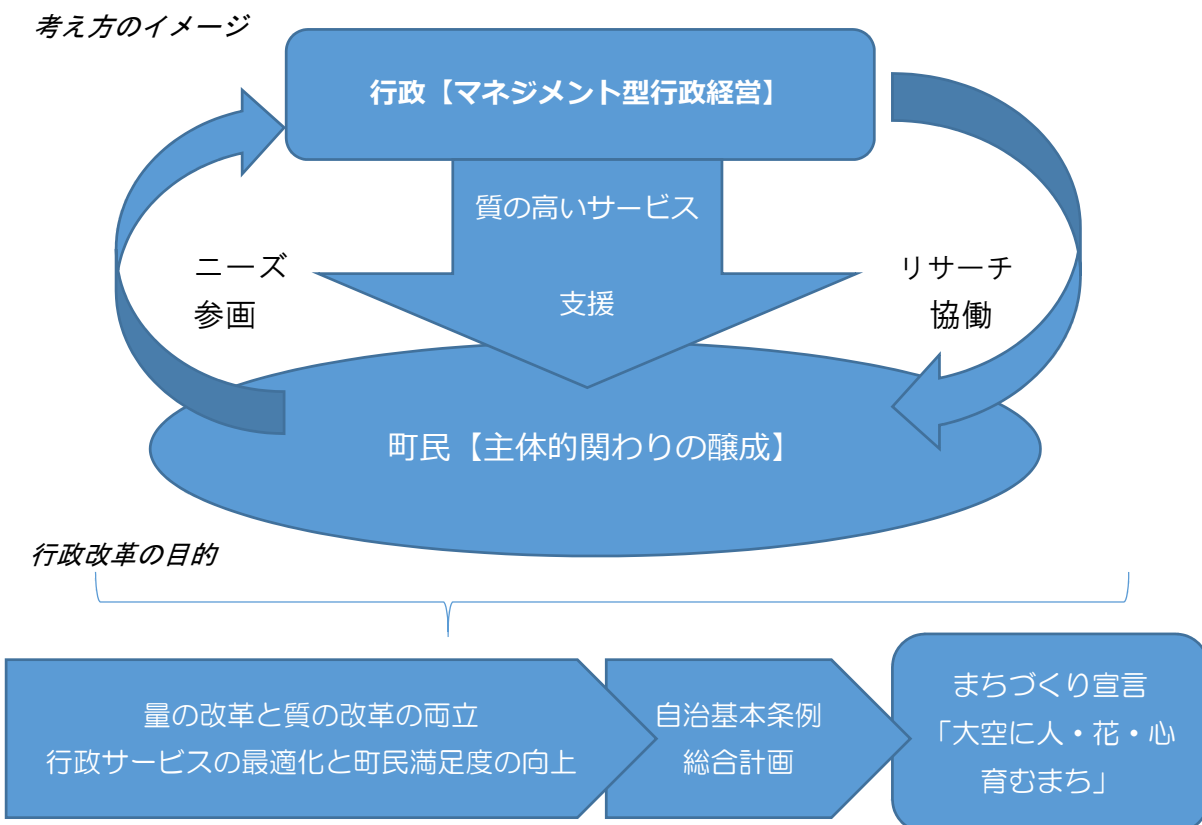
(1) 基本的な考え方と目的

町民が真に必要とするニーズに合致したサービスを提供するためには、政策立案や事業運営への町民の多様な関わりが不可欠になってきます。

私たちのまちに、たくさんの幸せが育まれるように掲げた「大空に 人・花・心 育むまち」の普遍的理念を実現させるためには、「大空町自治基本条例」の運営事項や「第2次大空町総合計画」の運営方針を着実に推進していくことが必要で、心豊かな地域社会の構築に結びつけなければなりません。

第3次大空町行政改革大綱の基本的な考えは、行政の単なるスリム化や管理型運営の推進ではなく、町民に対する行政サービスの「質の改革」を図り、多様化するニーズに対応しながら町民の主体的関わりを醸成していくことに主眼をおくものです。

つまり、行政の経営能力を高め、質の高い行政サービスや支援を行うことで、町民の満足度を高めることを行政改革の目的とするものです。



3 行政改革の主な取組み（4つの柱）

（1）多様な主体との協働

町民活動を一層推進させるために、情報の共有化と透明性を確保しながら、町民や多様な主体が十分に能力を発揮できるように、主体的な取組みを支援します。合併後、高まりを見せた融和の機運を協働へと醸成させ、地域コミュニティを一層強化し、町民が行政運営に参画できる体制の確保を図ります。

（2）事務事業改善による行政サービスの質の向上

社会情勢や町民ニーズの変化を的確に把握したうえで、社会保障・税番号制度や進化するICTを効果的に活用し、時代に即した利便性の高いサービスの検討を行います。町民から期待される成果を挙げるために、町民の視点に沿ったりサーチを行い、今ある「しくみ」の見直しを図りながら、質の高いサービスを提供できるよう事務事業の改善に努めます。

（3）行政経営基盤の強化と機能的な組織編制

収納対策の強化や未利用財産の処分により自主財源を確保し、コストシミュレーション※を考慮した効果的な行政システムの更新や災害時における業務継続性の確保により、更なる行政経営の基盤強化を図ります。職員のスキルアップ※と情報分析能力や企画立案能力の向上を図り、新たな行政需要※に対応した機能的な組織の編制に努めます。

（4）財政運営の適正管理（マネジメント）の推進

公共施設の老朽化による経費の増加が見込まれることから、固定資産台帳の整備や公共施設等総合管理計画の策定により、長期的視点に立った総合的な施設マネジメントの考えを定着化します。依然として厳しい経済事情を踏まえつつ、財政の透明性を高め、町民に対する説明責任を適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため企業会計の手法を活用した、財務書類の開示を推進します。

※コストシミュレーション：現実に想定される条件により費用を算出すること。

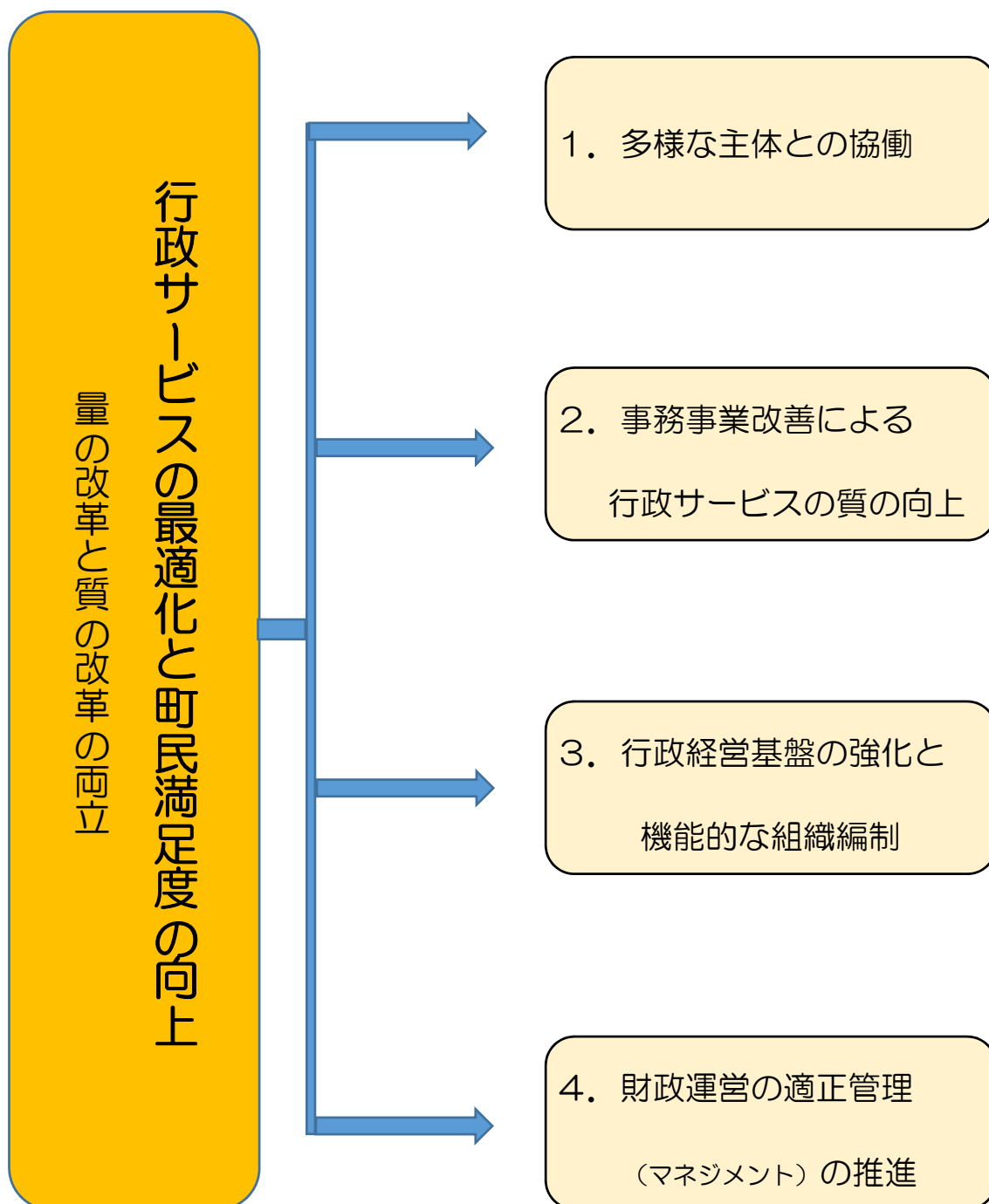
※スキルアップ：手腕や技量、訓練によって得られる特殊技術や技能を高めること。

※行政需要：経済市場の需要を行政に類似適用し行政が対応すべき需要と含意された言葉。

(5) 行政改革大綱の体系図

【 目的 】

【 主な取組み(4つの柱) 】



【 実施項目 】

- | |
|------------------------|
| 1-1 自治基本条例による町民参画の推進 |
| 1-2 広報広聴による情報の共有化 |
| 1-3 審議会や委員会等への新たな人材の任用 |
| 1-4 自主的な地域活動の推奨と支援 |
| 1-5 産学官連携の推進 |
| 1-6 外郭団体による拠点施設の活性化 |

- | |
|----------------------------|
| 2-1 ICTを効果的に活用した行政サービスの向上 |
| 2-2 事業改善のための意向調査の実施 |
| 2-3 事務事業評価の実施と行政評価方法の継続的検討 |
| 2-4 社会的背景に即した指針や方針の見直し |
| 2-5 ニーズに応じた指定管理業務の改善 |
| 2-6 行政サービスの質を高める業務委託の検討 |

- | |
|-------------------------|
| 3-1 町税等の収納対策の強化 |
| 3-2 受益と負担の適正化 |
| 3-3 未利用財産の活用及び処分 |
| 3-4 総合行政情報システム等の更新の検討 |
| 3-5 業務改善意識を高める職員提案制度の導入 |
| 3-6 職員の人材育成と人事考課の効果的運用 |
| 3-7 定員適正化と機能的な組織編制 |

- | |
|----------------------|
| 4-1 新たな公会計制度の導入 |
| 4-2 公共施設の長寿命化の推進 |
| 4-3 公共施設の有効活用と統廃合の検討 |
| 4-4 公営企業会計の適用に向けた検討 |
| 4-5 PPP/PFIの活用の検証 |

4 行政改革の推進体制

(1) 行政改革大綱の推進期間

第3次大空町行政改革大綱の推進期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、第2次大空町総合計画との整合性を図りながら計画的に取り組んでいくことにします。

なお、社会情勢の変化に伴い、本大綱に大きな修正の必要が生じる場合は見直しを行うことにします。

(2) 行政改革推進計画

本大綱を着実に実施していくために、具体的な実施項目を定めた「大空町行政改革推進計画」を策定し、大綱の目的を達成するために、柔軟かつ積極的に取り組むことにします。

(3) 行政改革の推進体制

全庁的に行政改革に取り組む必要性があることから、副町長や教育長、各課長職で組織する「大空町行政改革推進委員会幹事会」において進行管理を行います。

また、行政改革推進計画の進行状況を「大空町行政改革推進委員会」に報告し、多様な観点から意見を求めるとともに、ホームページを通じて町民へわかりやすく公表することにします。

(4) 行政改革のイメージ図

